

令和元年度 業務概況書

【退職等年金給付積立金】

国家公務員共済組合連合会

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）第35条の4の規定に基づき、令和元年度における退職等年金給付積立金に関する業務概況書を公表します。

目次

1. 運用資産額の状況	3
2. 資産構成割合の状況	4
3. 収益額の状況	5
4. 収益率の状況	6
5. 基本ポートフォリオ	8
6. リスク管理	9
7. 運用手法別の運用状況	10
8. 委託手数料の状況	14
9. 主要な取り組み	15
10. ガバナンス体制等	16
11. その他	25

(参考)

- (1)市場環境・用語集 : 厚生年金保険給付積立金の業務概況書をご参照ください。
- (2)用語の定義 : 本概況書において、財政融資資金預託金は「財投預託金」、連合会の共済事業に起因して保有する不動産及び貸付金は「共済独自資産」と表記しています。

1. 運用資産額の状況

令和元年度における運用資産額は以下のとおりとなりました。

(単位：億円)

	令和元年度			
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	年度末
国内債券	4,011	4,249	4,582	4,866
短期資産	51	94	109	78
合計	4,062	4,343	4,691	4,944

(注1) 国内債券には、財投預託金・共済独自資産を含みます。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

2. 資産構成割合の状況

令和元年度末における資産構成割合は以下のとおりとなりました。

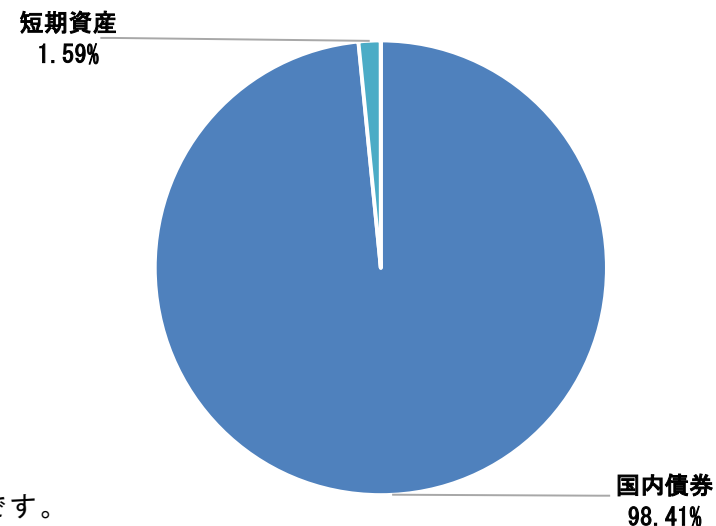
	令和元年度末	
	資産額（億円）	構成割合
国内債券	4,866	98.41%
（うち財投預託金）	1,636	33.09%
短期資産	78	1.59%
合計	4,944	100.00%

（注１）国内債券には、財投預託金・共済独自資産を含みます。

（注２）財投預託金については、簿価評価としています。

（注３）基本ポートフォリオは、国内債券１００％（短期資産を含む。）です。

（注４）上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。



3. 収益額の状況

令和元年度における収益額は以下のとおりとなりました。

(単位：億円)

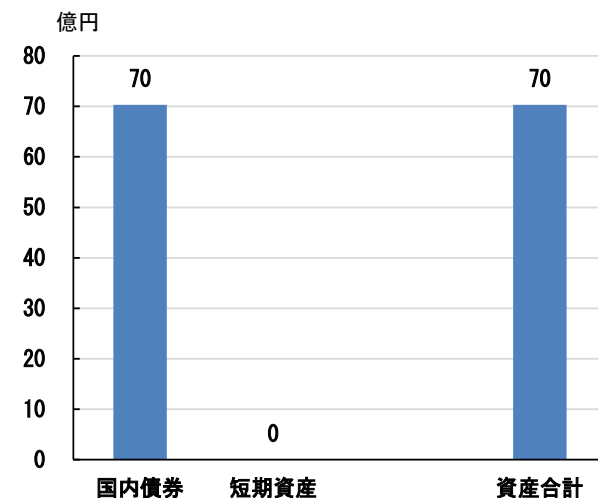
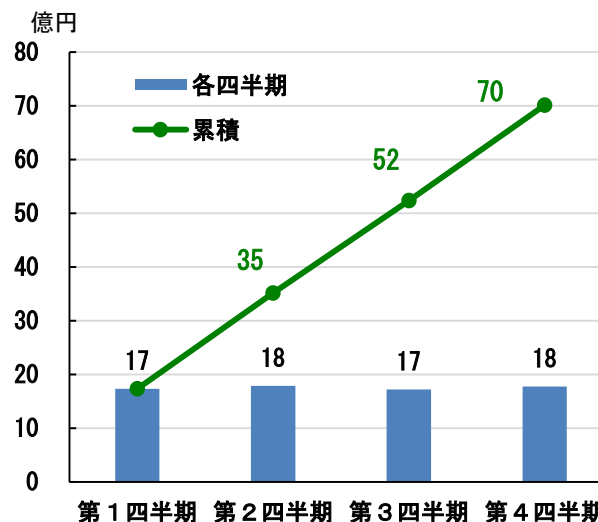
	令和元年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度
実現収益額	17	18	17	18	70

	令和元年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度
実現収益額	17	18	17	18	70
国内債券	17	18	17	18	70
短期資産	0	0	0	0	0

(注1) 収益額は、運用手数料控除後のものです。

(注2) 国内債券には、財投預託金・共済独自資産を含みます。

(注3) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。



4. 収益率の状況

(1) 収益率

令和元年度における収益率は以下のとおりとなりました。

(単位：％)

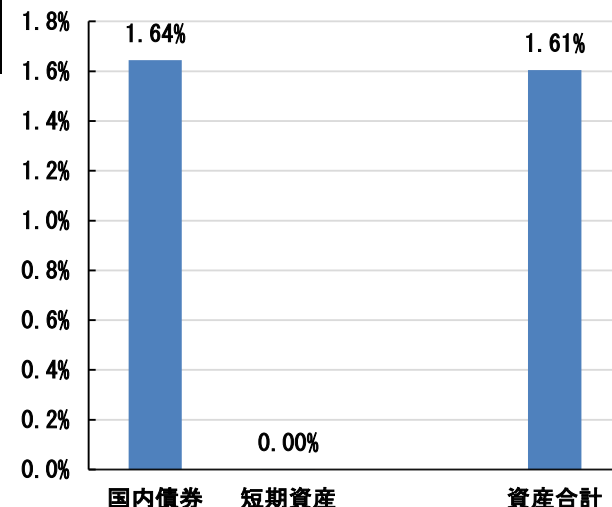
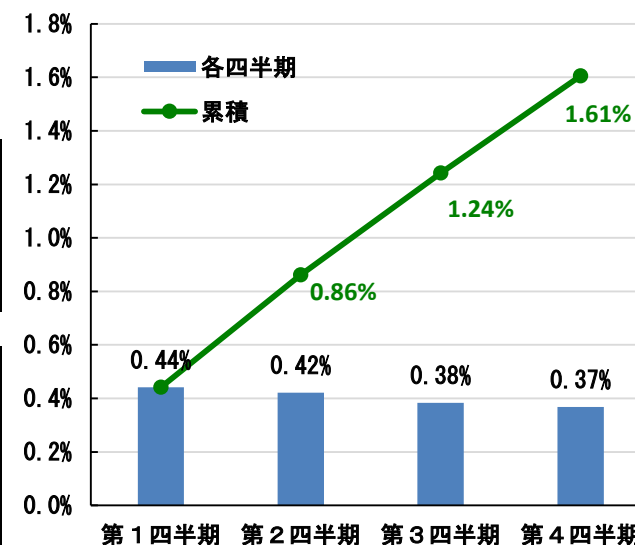
	令和元年度				
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年度
実現収益率	0.44	0.42	0.38	0.37	1.61

	令和元年度				
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年度
実現収益率	0.44	0.42	0.38	0.37	1.61
国内債券	0.45	0.43	0.39	0.38	1.64
短期資産	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(注 1) 収益率は、運用手数料控除後のものです。

また、令和元年度の各期間及び年度は期間率です。

(注 2) 国内債券には、財投預託金・共済独自資産を含みます。



(2) 年金財政上求められる運用利回りとの比較(令和元年度)

退職等年金給付積立金の令和元年度の運用利回り1.61%は、目標運用利回りとする予定利率0.20%(基準利率0.06%)を上回っています。

また、平成27年10月以降の平均運用利回りは2.57%であり、同様に予定利率0.42%(基準利率0.20%)を上回っています。

	令和元年度	平成27年度～令和元年度 (4.5年平均)
運用利回り [実現収益率]	1.61%	2.57%
予定利率 (基準利率)	0.20% (0.06%)	0.42% (0.20%)

(注1) 予定利率は、財政再計算で算出した退職等年金給付制度の財政上必要となる利率です。

基準利率は、給付の額を計算するための利率(毎年10月に見直しを実施)です。

(注2) 基準利率は、平成30年10月～令和元年9月は0.06%、令和元年10月～令和2年9月は0.06%のため、令和元年度は0.06% $((0.06\% + 0.06\%) / 2)$ としています。

(注3) 平均は、平成27年度下半期から令和元年度までの実現収益率、予定利率、基準利率それぞれの幾何平均です。

(注4) 目標運用利回りは予定利率(ただし毎年度の基準利率が予定利率を上回る場合は基準利率)です。

5. 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオ

平成27年10月1日に策定した管理運用方針において、基本ポートフォリオを以下のとおり定めています。

○ 基本ポートフォリオ

	国内債券
資産配分	100%

(注) 財投預託金、共済独自資産及び短期資産については、国内債券に含めています。

(2) 基本ポートフォリオ策定の考え方

退職等年金給付制度はキャッシュバランスプランによる積立方式にて創設されたものであり、目標となる利回り(予定利率、ただし毎年度の基準利率が予定利率を上回る場合は基準利率)以上での確実な運用が要請されるという制度の特性を踏まえ、国内債券(財投預託金を含む)を中心に安定的なインカムゲイン及び元本回収がなされる資産を保有することとしています。

また、共済独自資産は、連合会が行う共済事業に起因して保有する資産で、貸付金及び投資不動産で構成されるものであり、国家公務員共済組合員の積立金である経過的長期給付積立金及び退職等年金給付積立金で保有することとしています。

6. リスク管理

(1) 運用リスク管理方針等の制定及び運用リスク管理委員会の設置

運用リスク管理業務を適切に行うため、「運用リスク管理方針」及び「運用リスク管理要領」を定めるとともに、理事長を委員長とする運用リスク管理委員会を設置しています。

運用リスク管理委員会は、四半期毎の運用リスク管理の状況等について定期的に、その他必要に応じて随時開催するものとしています。審議内容については、外部の学識経験者で構成する資産運用委員会に適宜報告するものとしています。また、資産運用委員会の助言を受けることで、専門家の知見を運用リスク管理業務に活かしています。

(2) 運用リスク管理の基本的な考え方

退職等年金給付積立金の管理対象とする運用リスクの基本的な考え方等は以下のとおりです。

① 管理対象とする運用リスク

管理対象とする運用リスクは、長期的に年金財政上必要な運用利回りを確保するにあたり負担する市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びその他のリスクとします。

② 運用リスク管理項目

運用リスク管理における主要な管理項目は以下のとおりです。

- 基本ポートフォリオからの乖離の状況
- パフォーマンス
- 資金繰りの状況
- 格付及び集中投資の状況

(注) 自家運用における格付及び集中投資の状況については、7. 運用手法別の運用状況(2) 主なリスク管理の状況をご参照ください。

7. 運用手法別の運用状況

(1) 債券運用

① 国内債券

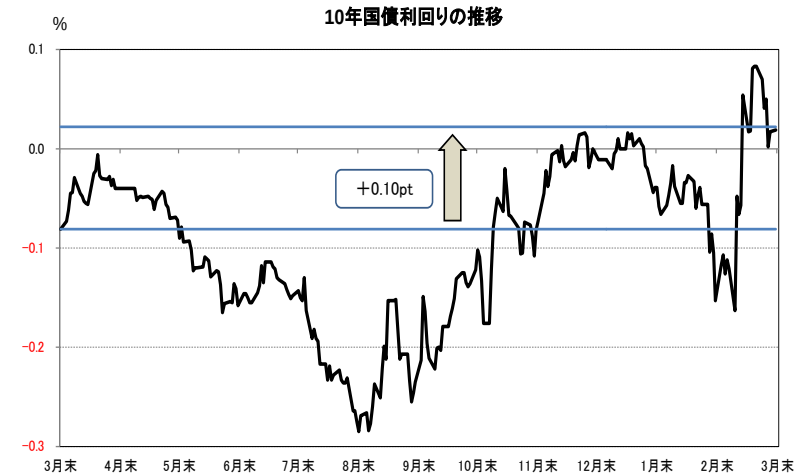
ア 国内債券市場

国内債券市場において、10年国債利回りは年度前半、米中貿易摩擦の激化懸念や緩和的な欧米の金融政策等を背景に、9月上旬には年度の最低値となる－0.295%をつける等、概ね低下傾向で推移しました。

10月以降は、米中貿易協議の進展期待や英国の合意なき欧州連合（EU）離脱の観測後退により欧米金利が上昇したことを受け、12月には0%程度まで上昇しました。

1月以降は、新型コロナウイルス感染拡大への懸念からリスク回避姿勢が強まり、欧米金利に連動する形で－0.15%程度まで低下しましたが、3月には各国の経済・金融政策への期待等からリスク回避の動きが落ち着き、再びプラス水準まで上昇しました。

年度を通じてみると、10年国債利回りは前年度末の－0.08%に対し、今年度末は0.02%へ上昇しました。



イ 国内債券運用

連合会では、目標となる利回り及び年金給付に必要な資金繰りを確保するため、国内債券（財投預託金及び短期資産を含む）について自ら管理運用業務を行っています。

(a) 財投預託金

財投預託金については、その特性から満期保有債券とみなしています。令和元年度末の財投預託金の総額は1,636億円となりました。令和元年度の実現収益額は4億円、実現収益率は0.31%となりました。

(b) 国内債券

国内債券については、資産管理機関を利用して管理運用を行っており、令和元年度末の資産額は1,606億円となりました。令和元年度の実現収益額は5億円、実現収益率は0.38%となりました。

(2) 主なリスク管理の状況

ア 基本ポートフォリオからの乖離の状況

令和元年度末の状況は国内債券が100%であり、基本ポートフォリオからの乖離は生じていません。

イ パフォーマンス

4. 収益率の状況(2)年金財政上求められる運用利回りとの比較をご参照ください。

ウ 資金繰りの状況

制度創設から間もないため、当分の間大きな年金給付等は想定されず、当面の年金給付に必要な資金は確保されています。

エ 信用リスク(格付及び集中投資の状況)

[自家運用]

国内債券の保有状況

○ 格付別保有状況

債券への投資は、A格以上の格付を得ている銘柄とすることとしていますが、令和元年度において、格下げによりA格未満となった銘柄の保有はありませんでした。(注1)

○ 集中投資の状況

同一発行体の債券への投資は、債券保有総額の10%以下とすることとしていますが、令和元年度において、基準を超えるものはありませんでした。(注2)

○ 格付低下債券の保有状況

債券の取得後に格付機関の格付がそれぞれA格未満となった債券(以下「格付低下債券」という。)について保有を継続する場合には、同一発行体が発行した債券への投資額は、債券保有総額の5%以下としています。令和元年度において、基準を超えるものではありませんでした。

格付低下債券の合計額は債券保有総額の10%以下としています。令和元年度において、基準を超えることはありませんでした。(注1)

○ 短期資産運用の取引状況

短期運用について、手元資金は必要最小限にとどめるものとし、また、取引金融機関についてペイオフのリスクを十分考慮しながら行っています。

(注1)対象は、特定社債券、国内社債券(金融債を含む)、貸付信託の受益証券、外国又は外国法人の発行する証券(国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券(金融債を除く)又は特定社債券、社債券、公社債投資信託との受益証券に相当する外国債)です。

(注2)対象は、国債、地方債又は、特別の法律により法人の発行する債券(金融債を除く)以外の債券です。

(3) 保有銘柄の状況

○ 国内債券保有銘柄 発行体別(簿価残高順)

NO.	発行体名	簿価残高(億円)
1	日本国	1,236
2	東日本高速道路	126
3	住宅金融支援機構	77
4	日本政策投資銀行	53
5	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	26
6	成田国際空港	25
7	都市再生機構	20
8	西日本高速道路	14
9	福祉医療機構	9
10	国際協力機構	8
11	首都高速道路	7
12	日本政策金融公庫	5
合 計		1,606

(注)発行体名は、銘柄を管理している資産管理機関のデータを基に、連合会が付したものです。

8. 委託手数料の状況

令和元年度における運用にかかる委託手数料及び委託手数料率は以下のとおりとなりました。

	令和元年度	
	委託手数料(億円)	委託手数料率
国内債券	0.0	0.00%

9. 主要な取り組み

○ 国債のマイナス金利への対応(財投機関債等への投資)

国内債券の低金利、マイナス金利の状況下において、国内債券投資全体で基準利率及び予定利率への追随を目指すため、マイナス金利による国債(10年債)の投資を回避し、令和元年度より、財投機関債等への投資を開始しました。

○ 資産管理機関の管理・評価

資産管理機関の管理及び評価は、毎月、資産管理状況等について報告を求め、資産管理ガイドラインの遵守状況を確認するとともに業務体制、資産管理システム等の項目による総合評価により行いました。この結果、契約を継続することが適当との結論になりました。

10. ガバナンス体制等

◆ 連合会の業務の概要

連合会は、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、国家公務員等の職務の能率的運営に資するため、国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の規定に基づき、各省庁等の職員で組織された共済組合（以下「組合」という。）の事業のうち、以下の事業に関する業務を実施しています。

○ 厚生年金保険給付事業、退職等年金給付事業及び経過的長期給付事業

厚生年金保険給付、退職等年金給付、経過的長期給付とは、組合員の退職、障害若しくは死亡に関して、それぞれの事由により支給する退職年金、障害年金、遺族年金などの各種給付をいい、連合会ではその決定及び支払、費用の計算、積立金の運用などの業務を実施しています。

○ 福祉事業

組合員の福祉の増進に資するため、主に以下の福祉事業に関する業務を実施しています。

ア 医療事業

イ 宿泊事業

○ その他の事業

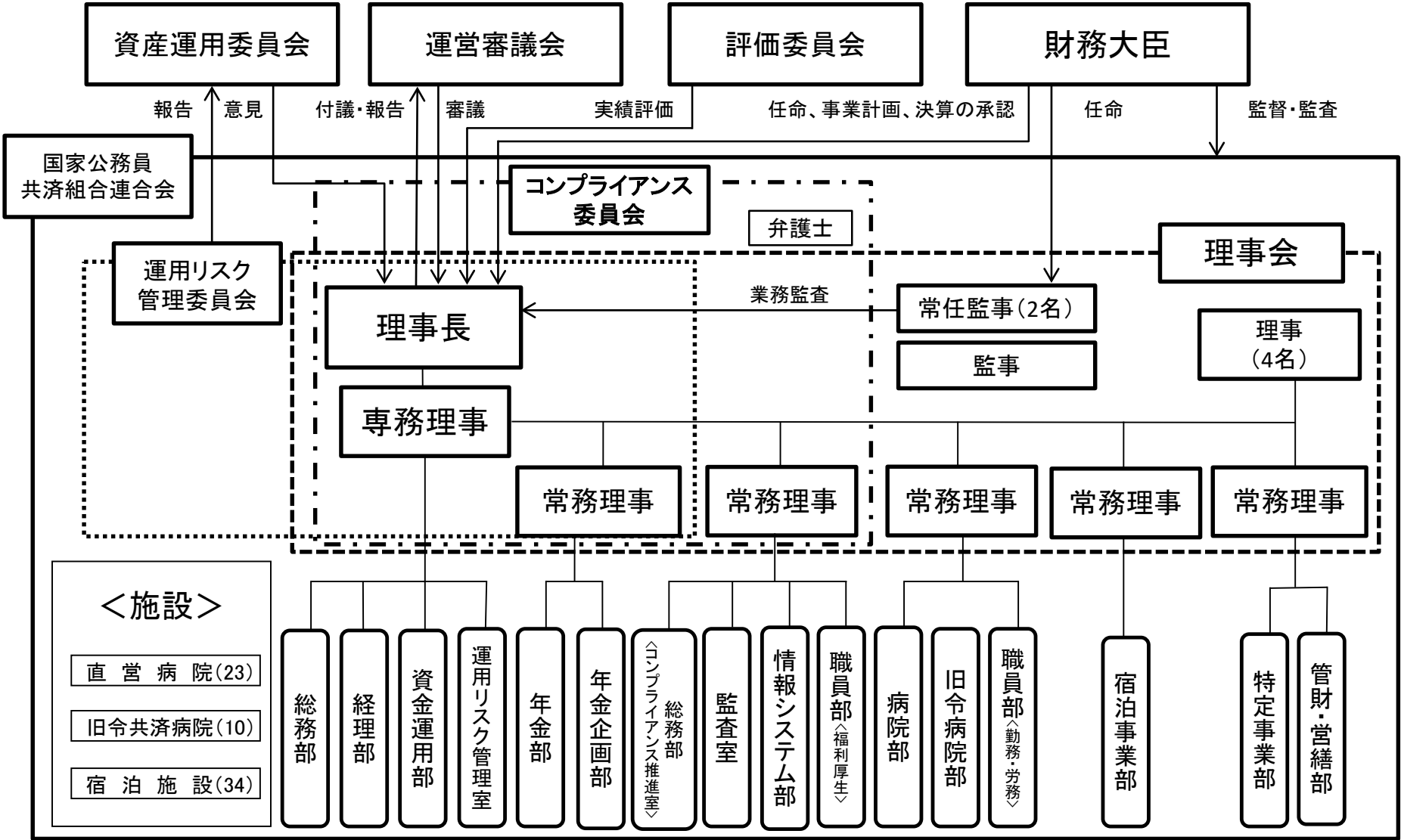
上記事業のほか、国共法附則及び他の法令に基づく事業に関する業務を実施しています。

◆ 連合会の役職員

令和2年3月末現在、役員は理事長1名、専務理事1名、常務理事5名、理事4名、常任監事2名及び監事1名の14名、職員は11,911名となっています。

◆ 組織図(ガバナンス体制)

(令和2年3月末現在)



※ 資金運用関係業務を担当する職員は23名となっています。

(1) 運営審議会

① 運営審議会の設置

連合会の業務の適切な運営に資するため、国共法に基づき、連合会に運営審議会を置くこととされています。

② 審議事項等

ア 定款の変更、イ 運営規則の作成及び変更、ウ 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、エ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担、オ その他厚生年金保険給付等に関する事業、退職等年金給付に関する事業、経過的長期給付に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項は、運営審議会の議を経なければならないとされています。

また、運営審議会は、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができるかとされています。

③ 運営審議会委員

国共法に基づき、委員は組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する組合員のうちから理事長が任命(16人以内)し、また、委員の半数は組合員を代表する者とされています。

(2) 資産運用委員会

連合会は、厚生年金保険給付積立金、退職等年金給付積立金及び経過的長期給付積立金の管理及び運用を適確に行うため、理事長の諮問機関として資産運用委員会を設置しています。委員会の委員は、外部の学識経験者8名以内で構成し、その他必要に応じて専門委員を置くことができ、委員及び専門委員は、連合会理事長が委嘱しています。

委員会は、毎年度の事業計画、決算及び四半期毎の運用並びにリスク管理の状況を議案として定時開催するものとし、その他必要に応じて随時開催することとしています。連合会は、積立金の管理及び運用に関する重要事項について、資産運用委員会から意見を聴き、または、助言を受けることとしています。

○ 資産運用委員会委員名簿

(令和2年3月31日現在)

委員名	現職	備考
臼杵 政治	公立大学法人名古屋市立大学大学院経済学研究科教授	委員長代理
小野 正昭	みずほ信託銀行フィデューシャリーマネジメント部主席年金研究員	
小幡 績	慶應義塾大学大学院経営管理研究科(慶應ビジネススクール)准教授	
神野 直彦	日本社会事業大学学長、東京大学名誉教授	委員長
菅原 周一	文教大学大学院国際学研究科教授	
玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部教授	
山崎 元	楽天証券(株)経済研究所客員研究員	

(敬称略、50音順)

○ 資産運用委員会の開催状況(平成31年4月以降)

	開催日	主な内容
第75回	令和元年6月7日	(1)平成30年度の運用状況について (2)運用リスク管理の状況(平成30年度末)について (3)マネージャー・ストラクチャー(国内株式)について
第76回	令和元年6月28日	(1)平成30年度業務概況書について
第77回	令和元年7月26日	(1)令和元年度第1四半期の運用状況について (2)運用リスク管理の状況(令和元年度第1四半期)について
第78回	令和元年10月30日	(1)令和元年度第2四半期の運用状況について (2)運用リスク管理の状況(令和元年度第2四半期)について
第79回	令和2年1月31日	(1)令和元年度第3四半期の運用状況について (2)運用リスク管理の状況(令和元年度第3四半期)について (3)年金積立金の管理運用の方針の見直し(基本ポートフォリオの改正等)について
第80回	令和2年2月28日	(1)年金積立金の管理運用の方針の見直し(基本ポートフォリオの見直し等)について
第81回	令和2年3月4日～11日 (持ち回り開催)	(1)令和2年度事業計画について
第82回	令和2年6月22日～29日 (持ち回り開催)	(1)令和元年度の運用状況について (2)運用リスク管理の状況(令和元年度末)について (3)令和元年度業務概況書について

(3) 積立金の管理及び運用を適切に行うための方針

連合会は、国共法に基づき、退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理運用方針を定めることとされています。

連合会は、財務大臣の承認を得て、平成27年10月1日に「退職等年金給付積立金の管理運用方針」(以下「管理運用方針」という。)を策定し、関係法令と共にこの管理運用方針に従って積立金の管理及び運用を行っています。

(4) 業務概況書の財務所管大臣及び公表

連合会は、国共法に基づき、各事業年度の決算完結後、管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の法令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表することとされています。

(5) 資産運用委員会の提言に対する対応

① 資産運用委員会の提言

平成27年10月1日の被用者年金制度の一元化時に、3つの積立金(厚生年金保険給付積立金・経過的長期給付積立金・退職等年金給付積立金)に係る管理運用の方針等を制定しました。その中で、特に厚生年金保険給付積立金においてリスク資産が増加することを踏まえ、資産運用委員会より、(i)リスク管理の高度化、(ii)内部統制の強化、等を進めるよう提言を受けました。

② 連合会のこれまでの取り組み

この提言を踏まえ、これまでに、以下のとおり、組織体制、人材面、システム面の充実等を図りつつ、リスク管理の高度化や新たな取り組みを進めました。

ア 運用・リスク管理の状況についての検証頻度を高めるため、資産運用委員会の定時開催数を増やすとともに、4名で構成されていた委員を6名に増員しました。

イ リスク管理担当を含む資金運用部の組織体制の強化として、平成26年度以降、専門人材を含めて増員を実施しています。

ウ リスク管理ツールを導入し、各種リスク分析を拡充しています。

エ 内部統制の強化のため、平成27年4月、理事長、資産運用担当役員、年金財政担当役員等をメンバーとした「運用リスク管理委員会」を設置しています。その審議内容については、資産運用委員会に対し報告し、意見を聴取しています。

オ 運用リスク管理委員会において、運用リスク管理の目的や基本的な考え方を定める「運用リスク管理方針」及び、管理対象とする運用リスクや具体的な管理の視点を定める「運用リスク管理要領」を制定し、平成28年4月1日より施行しています。

カ 平成28年7月、リスク管理担当を増員するとともに資金運用部から分離し、運用リスク管理室を設置しました。新たに独立した組織体制を構築することにより、運用を担当する資金運用部に対しての牽制機能を強化するとともに、リスク管理体制を拡充しています。

(6) 連合会内のガバナンス体制等

連合会では、以下のような取組みを行うことにより、適正な業務運営が確保されるよう努めています。

① コンプライアンスの推進

「コンプライアンス推進規程」を定め、コンプライアンスに関する重要事項を審議するコンプライアンス委員会(委員長は理事長、外部弁護士委員を含む。)を設置するとともに、連合会全体のコンプライアンス推進を総括する責任者としてコンプライアンス統括責任者、連合会内の各部(室)における責任者としてコンプライアンス責任者を置いています。

組合員、利用者及び社会からの信頼を確保するため、全ての役職員を対象とする行動規範を定め、その周知徹底を図っています。

また、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンスの強化に資するよう公益通報制度を整備しています。

② 運用リスク管理の強化

平成28年7月1日より、資金運用業務に対する牽制機能を高めるために、資金運用部から独立した組織として運用リスク管理室を新設し、リスク管理手法の高度化、あるいは、運用対象となる金融商品の多様化に伴い、適宜適切に運用リスク管理項目の見直しを行い、連合会の運用リスク管理能力の強化に努めることとしています。

③ 運用リスク管理委員会

理事長、資産運用担当役員、年金財政担当役員等をメンバーとした「運用リスク管理委員会」を設置しています。その審議内容については、資産運用委員会に対し報告し、意見を聴取しています。

④ 投資委員会

積立金の運用における投資計画等を策定するに当たり、慎重な検討を行うため運用担当役員を委員長とする投資委員会を設置しています。

⑤ 運用リスク検討会議

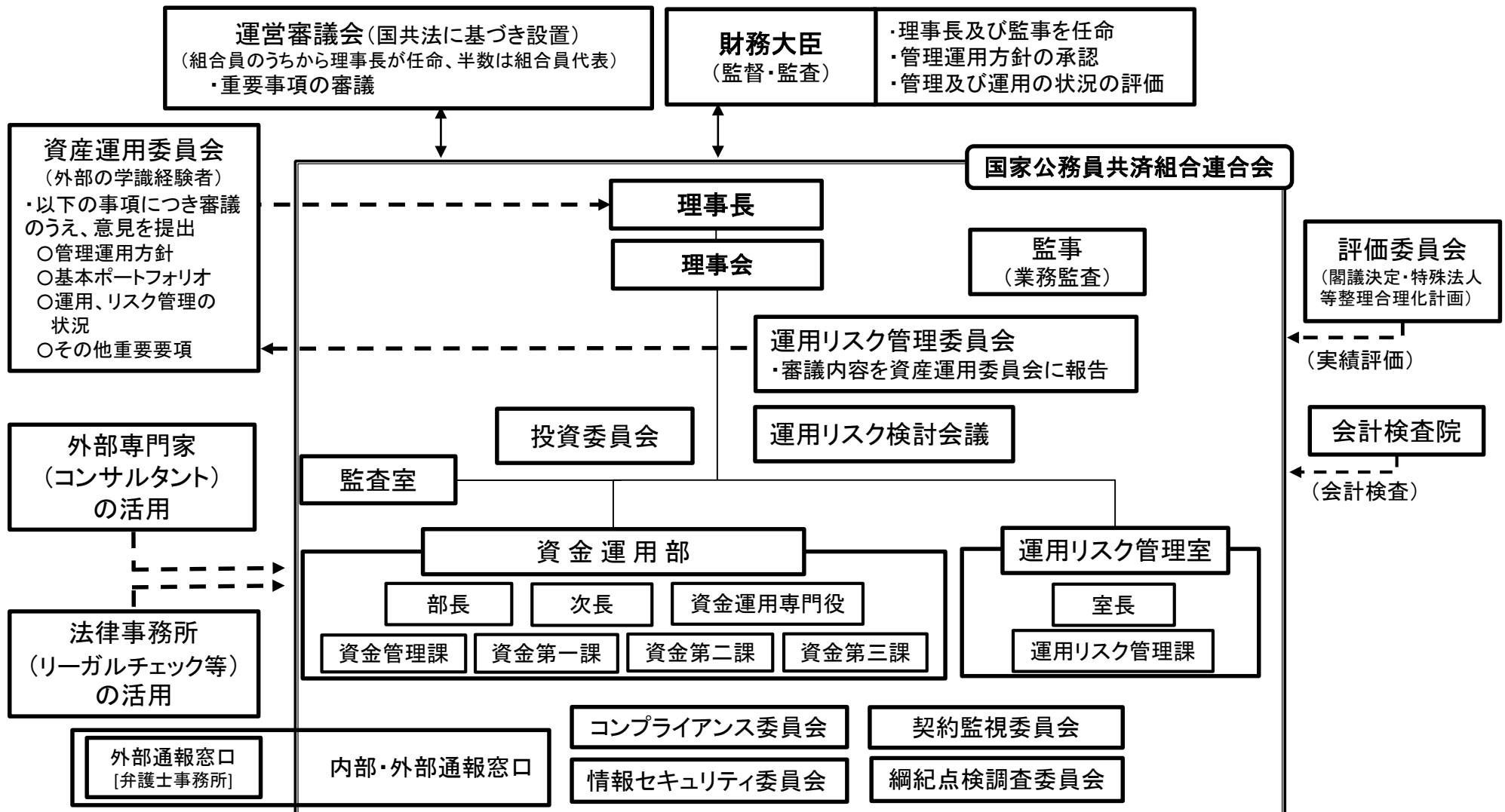
積立金の運用における各種リスクのモニタリング、運用リスク管理業務の機能強化を目的として、運用リスク管理担当役員、運用リスク管理担当者等で構成される運用リスク検討会議を設置しています。

⑥ 情報セキュリティの確保

業務の情報化が進展する状況において、情報システム及びこれを使用して処理される情報の適切な保護及び管理に関する諸規程を定め、情報セキュリティの確保に努めています。

また、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策基準の策定等を行っています。各部(室)には情報セキュリティに関する管理者、担当者、担当責任者が置かれ、対策基準に準拠した各部(室)毎の実施規則の策定・見直し、当該規則の遵守状況の確認等を行っています。

(参考) 積立金の管理・運用業務に関するガバナンス体制等の概念図



11. その他

国家公務員共済組合法施行規則第85条の14第7号及び第8号に掲げる事項

- (1) 運用手法別の運用の状況(連合会が国家公務員共済組合法施行令第9条の3第1項第3号本文、同号ハ及び同項第4号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。)(第7号)

連合会は基本ポートフォリオ(国内債券100%)に基づく積立金の運用を自ら行っており、その状況は1から4までに記載したとおりです。

なお、外部の運用機関への運用の委託及び国家公務員共済組合法施行令第9条の3第1項第4号に規定する方法による運用は行っていない。

- (2) 連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等(第8号)

連合会は、退職等年金給付積立金においては株式による運用は行っていない。